

<p>第37条の8において準用する場合を含む。)の規定による法令等の違反の場合における許可の取消し等</p> <p>(一) 空巻巻端線の項のハの6の(一)又は7の(一)に係るもの</p> <p>(二) 空巻巻端線の項のハの6の(二)又は7の(二)に係るもの</p> <p>(三) (一)及び(二)以外のもの</p>	○					<p>鳥取港湾事務所 所長</p> <p>中部総合事務所 所長</p> <p>西部総合事務所 所長</p>	<p>37条の8において準用する場合を含む。)の規定による法令等の違反の場合における許可の取消し等</p> <p>(一) 空巻巻端線の項のハの7の(一)又は18の(一)に係るもの</p> <p>(二) 空巻巻端線の項のハの7の(二)又は18の(二)に係るもの</p> <p>(三) (一)及び(二)以外のもの</p>	○					<p>鳥取港湾事務所 所長</p> <p>中部総合事務所 所長 所限土整備局長 西部総合事務所 所限土整備局長</p>
13及び14 略							13及び14 略						
<p>15 同法第13条の規定による海岸保全施設に関する工事の発着計等の承認又は協議</p> <p>(一) 工事費が5,000万円未満の工事に係るもの(鳥取港、網代漁港及び田後港に係るものに限る。)</p> <p>(二) 工事費が5,000万円未満の工事に係るもの(鳥取港、網代漁港及び田後港に係るものを除く。)</p> <p>(三) (一)及び(二)以外のもの</p>	○					<p>鳥取港湾事務所 所長</p> <p>中部総合事務所 所長</p> <p>西部総合事務所 所長</p>	<p>15 同法第13条の規定による海岸保全施設に関する工事の発着計等の承認又は協議</p> <p>(一) 工事費が5,000万円未満の工事に係るもの(鳥取港、網代漁港及び田後港に係るものに限る。)</p> <p>(二) 工事費が5,000万円未満の工事に係るもの(鳥取港、網代漁港及び田後港に係るものを除く。)</p> <p>(三) (一)及び(二)以外のもの</p>	○					<p>鳥取港湾事務所 所長</p> <p>中部総合事務所 所長 所限土整備局長 西部総合事務所 所限土整備局長</p>
16及び17 略							16及び17 略						
<p>18 同法第8条の規定による土地等の立入り及び一時使用並びには良欠補償等</p> <p>(一) 鳥取港、網代漁港及び田後港に係るもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p>	○					<p>鳥取港湾事務所 所長</p> <p>中部総合事務所 所長</p> <p>西部総合事務所 所長</p>	<p>18 同法第8条の規定による土地等の立入り及び一時使用並びには良欠補償等</p> <p>(一) 鳥取港、網代漁港及び田後港に係るもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p>	○					<p>鳥取港湾事務所 所長</p> <p>中部総合事務所 所長 所限土整備局長 西部総合事務所 所限土整備局長</p>
19 略							19 略						
<p>20 同法第20条第1項の規定による海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対する報告若しくは資料の提出の要求又は海岸保全施設への立入検査</p> <p>(一) 鳥取港、網代漁港及び田後港に係るもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p>	○					<p>鳥取港湾事務所 所長</p> <p>中部総合事務所 所長</p> <p>西部総合事務所 所長</p>	<p>20 同法第20条第1項の規定による海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対する報告若しくは資料の提出の要求又は海岸保全施設への立入検査</p> <p>(一) 鳥取港、網代漁港及び田後港に係るもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p>	○					<p>鳥取港湾事務所 所長</p> <p>中部総合事務所 所長 所限土整備局長 西部総合事務所 所限土整備局長</p>
<p>21 同法第21条第1項及び第2項の規定による法令違反等の場合における海岸保全施設の改良、補修等の命令</p> <p>(一) 空巻巻端線の項のハの15の(一)に係るもの</p> <p>(二) 空巻巻端線の項のハの15の(二)に係るもの</p>	○					<p>鳥取港湾事務所 所長</p> <p>中部総合事務所 所長</p>	<p>21 同法第21条第1項及び第2項の規定による法令違反等の場合における海岸保全施設の改良、補修等の命令</p> <p>(一) 空巻巻端線の項のハの15の(一)に係るもの</p> <p>(二) 空巻巻端線の項のハの15の(二)に係るもの</p>	○					<p>鳥取港湾事務所 所長</p> <p>中部総合事務所 所長 所限土整備局長</p>

		整備事業に係る市町村負担金の徴収					西部総合事務所長 鳥取啓伸事務所長
建築課	一 建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく知事の権限に属する事務	1~18 略					
		19 同法第17条第3項及び第10条の規定による市町村長に対する監督上必要な措置を採ることの命令	○				
		20~23 略					
		24 同法第42条第1項第4号の規定による道路法等による道路の新設等の事業計画のある道路の指定		○			
		25 同法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの			○		鳥取地方県土整備局長 ○ 中部総合事務所県土整備局長 ○ 西部総合事務所県土整備局長
		26及び27 略					
		28 同法第42条第4項の規定による道路の指定 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの		○			鳥取地方県土整備局長 ○ 中部総合事務所県土整備局長 ○ 西部総合事務所県土整備局長
		29~37 略					
		38 同法第52条第1項第6号の規定による容積率の指定	○				
		38の2 同法第52条第2項の規定による全面超幅員に乗じる係数の指定	○				
	38の3 同法第52条第7項の規定による指定区域内の容積率緩和のために引当定める数値の指定	○					
	39 同法第52条第9項、第10項及び第13項の規定による延べ面積の敷地面積に対する	○					
建築課	一 建築基準法に基づく知事の権限に属する事務	1~18 略					
		19 同法第17条第2項の規定による市町村長に対する監督上必要な措置を採ることの命令	○				
		20~23 略					
		24 同法第42条第1項第4号の規定による道路法等による道路の新設等の事業計画のある道路の指定 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの					鳥取地方県土整備局長 ○ 中部総合事務所県土整備局長 ○ 西部総合事務所県土整備局長
		25 同法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定		○			
		26及び27 略					
		28 同法第42条第4項の規定による道路の指定 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの					鳥取地方県土整備局長 ○ 中部総合事務所県土整備局長 ○ 西部総合事務所県土整備局長
		29~37 略					
		38 同法第52条第1項の規定による延べ面積の敷地面積に対する割合の制限を強化する区域の指定	○				
		39 同法第52条第7項、第8項及び第11項の規定による延べ面積の敷地面積に対する	○				

<p>は建築物の建築の制限若しくは禁止又は当該制限若しくは禁止の期間の延長の承認</p>					
62~66 略					
<p>66の2 同法第86条第3項の規定による総合的規制による同一敷地内建築物の認定及び容積率等の制限を緩和する建築物の建築の許可</p>	○				
<p>66の3 同法第86条第4項の規定による既存建築物の位置等を前提とした総合的規制による同一敷地内建築物の認定及び容積率の制限の緩和する建築物の建築の許可</p>	○				
<p>67 同法第86条の2第1項の規定による公告認定対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定</p>	○				
<p>67の2 同法第86条の2第2項の規定による公告対象認定区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の建築の許可</p>	○				
<p>67の3 同法第86条の2第3項の規定による公告対象許可区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の建築の許可</p>	○				
68~70 略					
二~四 略					
<p>五 建築士法 (昭和25年法律第202号)に基づく知事の権限に属する事務</p>	1~5 略				
<p>6 同法第23条の3の規定による建築士事務所の登録又は更新 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中階総合事務所 所の管轄区域に係るもの (三) 西階総合事務所 所及び日野総合事務所 の管轄区域に係るもの</p>		○			鳥取地方県土整備局長
7 略					
<p>8 同法第23条の7第1項の規定による建築士事務所に係る登録の抹消 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中階総合事務所 所の管轄区域に係るもの (三) 西階総合事務所 所及び日野総合事務所 の管轄区域に係るもの</p>		○			鳥取地方県土整備局長
9及び10 略					
<p>は建築物の建築の制限若しくは禁止又は当該制限若しくは禁止の期間の延長についての国土交通大臣への承認の申請</p>					
62~66 略					
<p>67 同法第86条の2第1項の規定による公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定</p>	○				
68~70 略					
二~四 略					
<p>五 建築士法 (昭和25年法律第202号)に基づく知事の権限に属する事務</p>	1~5 略				
<p>6 同法第23条の3の規定による建築士事務所の登録又は更新</p>	○				
7 略					
<p>8 同法第23条の7第1項の規定による建築士事務所に係る登録の抹消</p>	○				
9及び10 略					

<p>通知</p> <p>(一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>(二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>				<p>○ 鳥取地方県土整備局長</p> <p>○ 中部総合事務所長</p> <p>○ 西部総合事務所長</p>		<p>通知</p>					
<p>7 同法第7条第1項の規定による特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更の認定</p> <p>(一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>(二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>				<p>○ 鳥取地方県土整備局長</p> <p>○ 中部総合事務所長</p> <p>○ 西部総合事務所長</p>		<p>6. 同法第6条第1項の規定による特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更の認定</p>	<p>○</p>				
<p>8 同法第10条の規定による認定事業者に対する報告の徴収</p> <p>(一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>(二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>				<p>○ 鳥取地方県土整備局長</p> <p>○ 中部総合事務所長</p> <p>○ 西部総合事務所長</p>		<p>7. 同法第7条の規定による認定事業者に対する報告の徴収</p>	<p>○</p>				
<p>9 同法第11条の規定による認定事業者に対する改善命令</p> <p>(一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>(二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>				<p>○ 鳥取地方県土整備局長</p> <p>○ 中部総合事務所長</p> <p>○ 西部総合事務所長</p>		<p>8. 同法第8条の規定による認定事業者に対する改善命令</p>	<p>○</p>				
<p>10 同法第12条の規定による特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し</p> <p>(一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>(二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの</p> <p>(三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>				<p>○ 鳥取地方県土整備局長</p> <p>○ 中部総合事務所長</p> <p>○ 西部総合事務所長</p>		<p>9. 同法第9条の規定による特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し</p>	<p>○</p>				
<p>11 同法第14条の規定による昇降機を設置する場合における防火上及び避難上支障がない旨の認定</p> <p>(一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>(二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの</p>				<p>○ 鳥取地方県土整備局長</p> <p>○ 中部総合事務所長</p>		<p>10. 同法第11条の規定による昇降機を設置する場合における防火上及び避難上支障がない旨の認定</p> <p>(一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>(二) 中部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>			<p>○ 鳥取地方県土整備局長</p> <p>○ 中部総合事務所長</p>		

		るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの								○	西部総合事務所長
七～九 略											
十 エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第9号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第15条第1項の規定による建築主への指導及び助言 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの								○	鳥取地方県土整備局長
	2	同法第15条の2第2項の規定による届出をした者に対する指示 (一) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中部総合事務所の管轄区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの								○	鳥取地方県土整備局長
	3	同法第15条の2第3項の規定による指示に従わない旨の公表	○								

別表第3 (第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係)

人権局及び水産振興局の権限事項に係る事務処理権限

所 属 名	事 項 種 類	内 容	事務処理権限の区分						地方機関の長の名称		
			知事	専 決 権 者			委 任 決 裁 権 者				
				部長	局長	課長	地方機関の長	部長		局長	課長

		るもの (三) 西部総合事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの									○	長 西部総合事務所長 八頭地方県土整備局長
七～九 略												

別表第3 (第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係)

防災監、人権局、文化観光局及び水産振興局の権限事項に係る事務処理権限

所 属 名	事 項 種 類	内 容	事務処理権限の区分						地方機関の長の名称			
			知事	専 決 権 者			委 任 決 裁 権 者					
				部長	局長	課長	地方機関の長	部長		局長	課長	地方機関の長
防 災 危 機 管 理 課	1	同法第4条第1項の規定による防災に関する計画の作成等	○									
	2	同法第6条第4項の規定による市町村防災会議を設置しないことについての協議		○								
	3	同法第11条の規定による災害応急対策等に必要技術等を有する職員に関する資料の提出等			○							

	4	同法第12条第3項の規定による市町村地域防災計画の作成等についての協議		○						
	5	同法第11条の規定による災害に関する情報の収集及び伝達		○						
	6	同法第13条第2項の規定による災害の状況等についての報告及び同法第5項の規定による情報の収集		○						
	7	同法第14条の規定による予想される災害の事態及びこれに対処してとるべき措置についての通知及び要請		○						
	8	同法第17条の規定による電気通信設備の復旧が不明等の要求		○						
二	災害対策基本法施行令(昭和57年政令第288号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同令第3条第1項の規定による災害応急対策を実施するための車両の確認及び同法第2項の規定による標準等の交付		○					
三	自衛隊法施行令(昭和59年政令第179号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同令第14条の規定による二等陸士の募集期間の告示		○					
		2	同令第17条第1項の規定による二等陸士の附帯試験の試験日等の告示		○					
		3	同令第18条の規定による二等陸士又は二等空士の募集期間等の告示		○					
		4	同令第19条の規定による自衛官の募集に関する広報宣伝		○					
		5	同令第20条の規定による自衛官の募集に関する報告等				○			
四	原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第7条第2項の規定による原子力事業者が防災計画の作成又は修正についての協議等		○					
		2	同法第8条第4項の規定による原子力防災要員の現況についての届出の受理等			○				
		3	同法第9条第5項の規定による原子力防災管理者等の選任又は解任についての届出の受理			○				

8	同法第19条の規定による高圧ガス貯蔵所の位置等の変更の工事の許可		○						
9	同法第20条の規定による高圧ガスの製造のための施設等の完成検査		○						
10	同法第20条の5第2項の規定による改善の勧告又は同法第3項の規定による公表		○						
11	同法第20条の6第2項の規定による技術上の基準に従って販売すべきことの命令		○						
12	同法第22条第1項の規定による高圧ガス等の検査		○						
13	同法第22条第3項の規定による輸入高圧ガス等の廃棄その他の必要な措置の命令		○						
14	同法第24条の3第3項の規定による消費のための施設の修理等の命令		○						
15	同法第26条第2項の規定による危害予防規程の変更の命令		○						
16	同法第26条第4項の規定による危害予防規程を遵守すべきこと等の命令又は勧告		○						
17	同法第29条第3項の規定による販売主 任者免状等の交付		○						
18	同法第30条の規定による販売主 任者免状等の返納の命令		○						
19	同法第31条第2項の規定による販売主 任者等試験の実施		○						
20	同法第34条の規定による保安検査官等 の解任の命令		○						
21	同法第35条第1項の規定による特定施設 の保安検査		○						
22	同法第38条第1項の規定による高圧ガスの製造の許可等の取消し及び高圧ガスの製造等の停止の命令		○						

	23	同法第38条第2項の規定による高圧ガスの製造等の停止の命令	○							
	24	同法第30条の規定による公共の安全の維持等のための措置	○							
	25	同法第40条の30又は第40条の35の規定による災害の拡大の防止のための措置の命令	○							
	26	同法第38条の14の規定による指定試験機関に対する必要な措置の命令等	○							
	27	同法第11条の規定による業務に関する報告の徴収					○			
	28	同法第22条の規定による事務所等への立入検査の実施					○			
	29	同法第33条第2項の規定による災害発生の日時等の報告の命令					○			
	30	同法第4条の規定による現状の変更の指示	○							
十一	高圧ガス保安法施行令(平成9年政令第20号)第18条第1項第1号の規定により知事が行うこととされ、高圧ガス保安法に基づく事務	1	同法第20条第1項ただし書の規定による完成検査機関の指定				○			
		2	同法第38条の33の規定による指定完成検査機関の業務規程の認可等				○			
		3	同法第38条の30の規定による指定完成検査機関に対する指定基準に適合するために必要な措置の命令				○			
		4	同法第38条の30の規定による指定完成検査機関の指定の取消し等				○			
		5	同法第11条第2項の規定による指定完成検査機関に対する報告の徴収						○	
		6	同法第22条第2項の規定による指定完成検査機関への立入検査の実施						○	
十二	高圧ガス保安法施行令第2条第1項第2号の規定により知事	1	同法第22条第1項第1号の規定による指定輸入検査機関の指定				○			
		2	同法第38条の33の規定による				○			

